

令和3年(ワ)第59号 損害賠償請求事件

原告 園原部落会

被告 田中義幸 外2名

令和3年12月15日

〒395-0016

長野県飯田市伝馬町2丁目11番地2 (送達場所)

被告3名訴訟代理人

弁護士 中 村

電話 0265-23-6118

FAX 0265-23-8451



長野地方裁判所

飯田支部 御中

準備書面 (1)

1 乙1～5号証について

(1). 乙第1, 3号証の原本は、不存在であると思われる。

(2). 乙第1, 3号証の写しと、乙2, 4, 5号証の原本は、原告熊谷孝志が他の原告を代表して、阿智村から借り受けたものである。

2 原告の準備書面(1)3(1)イ前段の主張について

(1). 国または阿智村を含む地方公共団体などは、法律、条例で定めるところにより、情報公開の実施機関の保有する公文書の公開を請求する権利(以下「公文書公開請求権」という。)を、法律、条例上の具体的な請求権として国民、住民に保障しており、その手続を定めているが、国、阿智村を含む地方公共団体などが情報を公開する手段が、公文書公開請求

権に限られるなどとは、一切規定していない。

- (2). 一方、国、阿智村を含む地方公共団体などが有する情報を自ら利用する場合に適用される法律として「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」があり、同法第8条2項が、本人の同意があるとき、又は本人に提供するときは、個人情報の目的外利用を適法と認めている。
- (3). このように、公文書公開請求権に基づく情報の開示は、住民自治を全うすべく法が権利主体に権利を創設したものであって、行政の側が情報をどのように利用するかということとは場面を異にする。

行政にとってみれば様々な行政目的達成のため個人情報を含む様々な情報を、法の定める範囲で利用することは当然であり、本件のごとく本人に情報を提供することは全く適法なのである。従って原告の主張は誤っていると言わざるを得ない。